

2024年2月1日から歯科の 選定療養費変更のお知らせ

当医療センターは**紹介受診重点医療機関**（高額な医療機器・設備や専門の外来を用意し、紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関）の認定施設となりました。受診に際しては、診療費とは別に特別な料金（選定療養費）が必要となる場合があります。

選定療養費の種類	対象の方	金額（税込）	
初診時選定療養費	初診時に紹介状（診療情報提供書）をお持ちで無い方	旧 2,750円	新 5,500円
再診時選定療養費	再診患者さんで、当医療センターから他の医療機関に対し紹介を行ったにもかかわらず当医療センターを再度受診される場合	旧 なし	新 2,090円

※選定療養費を算定する場合は保険給付から一定額を差し引くことになっております。

<選定療養費の対象とならない方>

- ・緊急その他やむを得ない事情がある場合
- ・紹介状を持参した場合
- ・当医療センターの他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・医科と歯科との間で院内紹介された方
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ・治験協力者である方
- ・災害により被害を受けた方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・国の公費負担医療制度の受給対象者
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・県、市町村の公費負担医療制度の受給対象者（特定の障害・特定の疾病の公費に限る）

2023.11 作成



順天堂東京江東高齢者医療センター